

要 旨

主要立法（翻訳・解説）

EUにおける研究者及び学生の受入促進に向けた指令—移民政策の一環として—

EUでは、高齢化による労働力人口の減少に対応し、競争力を維持するという観点から、域外第三国からの移民の受入促進を目指しており、これまでに、特定の対象者、申請手続及び入国後の権利について個別に指令が制定されている。この取組の一つとして、2016年5月、域外第三国からの研究者・学生等について加盟国共通の入国・滞在条件を定めた、2016年研究者・学生許可指令が制定された。本稿では、域外からの移民受入れに関するEUの制度を概観した上で、2016年研究者・学生許可指令の制定の背景と概要を紹介し、併せて同指令を抄訳する。

ドイツの生活パートナーシップ法—婚姻との関係をめぐって—

ドイツにおいては、同性婚はいまだ制度として認められていないが、2001年に制定された生活パートナーシップ法により、それに準じる制度として生活パートナーシップが導入された。生活パートナーシップと婚姻の2つの制度の間には若干の差異があるが、両制度を法的に平等に取り扱わなければならないとする数次の連邦憲法裁判所判決を受けたその後の法改正により、生活パートナーシップには婚姻に近い法的保護が与えられるに至っている。本稿では、生活パートナーシップ法の制定時の内容、関連する連邦憲法裁判所判決及びこれを受けた法改正並びに生活パートナーシップと婚姻との間に残る差異を紹介し、併せて生活パートナーシップ法を訳出する。

イタリアにおける同性間の民事的結合（シビル・ユニオン）及び共同生活に関する新たな法律

2016年5月、イタリアでは、同性間の民事的結合（シビル・ユニオン）及び事実上の共同生活を規律する法律が成立した（2016年法律第76号）。この法律は、前半において、民事的結合の形成及び解消の要件、同結合によって生じる権利及び義務、婚姻等に関する民法上の規定の準用を定めるとともに、政府に所要の措置を定めるよう委任している。また、法律の後半では、事実上の共同生活の要件等を定めるとともに、共同生活に関する財産関係を規律する共同生活契約の締結、修正及び終了並びに当該契約に含めるべき内容について定めている。なお、法制定の背景には、婚姻とは異なる、同性カップルの権利及び義務を適切に定めた形式が必要であることを示した憲法裁判所の判決（2014年判決第170号等）がある。また、2016年7月には、民事的結合の形成及び解消等に関して、より具体的な手続を定める首相令（2016年首相令第144号）も制定されている。

韓国のテロ防止法

2001年のアメリカ9・11同時多発テロ事件発生以降、韓国においても、既存の体制では一般市民を無差別に殺傷する新しい類型のテロへの対応が困難との理由から、包括的なテロ防止法の制定が議論され、2016年3月3日、「国民保護及び公共安全のためのテロ防止法」が制定された。同法は、テロの予防からテロ発生後の対応、テロによる被害の補償、テロ

団体の組織等に対する処罰規定までの包括的な内容を規定している。本稿では同法の制定経緯及び概要を紹介し、同法の全文を訳出する。

台湾のテロ資金供与防止法

台湾で2016年7月12日、テロリストやテロ活動への資金供与の防止について、国際的な基準の下に対策強化を図ることを目的として、テロ資金供与防止法が制定された。台湾は、アジア太平洋資金洗浄対策グループ（APG）に参加しているが、テロ資金供与に関する立法措置が十分ではなく、金融活動作業部会（FATF）の主導するテロ資金供与防止対策に準拠した法整備が課題となっていた。本稿では、台湾におけるテロ対策関連の法整備状況、テロ資金供与防止法の制定経緯とその概要を略述し、同法の全文を訳出する。